

水田活用の直接支払交付金における 畑地化の合意書の作成について

水田活用の直接支払交付金における「畑地化」は、手続した年から、その水田は同交付金交付対象外水田（交付金が受けられなくなる）になってしまうだけでなく、今後、その農地に影響が生じてしまいます。それは耕作者や土地所有者が変更になったとしても引き継がれ、将来においてその影響が続くこととなります。

そのため自己所有地でない農地（借地等）で「畑地化」をおこなう場合、将来におけるトラブルを防ぐため、事前に土地所有者と耕作者の間で合意を得ていただく必要があります。耕作者と土地所有者との間で「合意書」を作成しておくことが必要です。深谷市農業再生協議会で裏面のとおり「合意書」を作成しましたので、畑地化申請する際に活用してください。

畑地化にした場合の注意点

- （１）将来に渡って水田活用直接支払交付金を受けることができなくなる。（耕作者や土地所有者が変わっても継続される。）
- （２）水田活用直接支払交付金の対象外となることで、売買価格や賃借料、担保評価額等が低下するおそれがある。
- （３）農地の状況によっては、これをきっかけに現況地目等が「田」から「畑」に変わる可能性がある。
- （４）畑地化の交付対象者は耕作者のみであり、地権者ではない。（補助金を受け取れるのは耕作者のみ）
- （５）畑地化した年から５年間は高収益作物や畑作物を作付け、販売する必要がある、途中で止めてしまった場合等は交付金が返還になることがあります。（途中で耕作者が変わった場合も、作付け販売が継続されなければ、当時交付金を受けた方がその交付金を返還することになります）

令和 年 月 日

畑地化に係る合意書

水田活用直接支払交付金の畑地化の取組を行うにあたっては、裏面の「水田活用の直接支払交付金における畑地化の合意書の作成について」の畑地化した場合の注意点に記載の内容をはじめとした畑地化によって生じる影響を十分に理解し、両者合意の上で畑地化促進事業を申請します。

【所有者】

氏 名 _____ 印
住 所 _____
電話番号 _____

【耕作者】

氏 名 _____ 印
住 所 _____
電話番号 _____

【畑地化する土地の所在地】

所在地（地番まで記載）	登記面積	備考

※合意書の写しを深谷市農業再生協議会に1部提出してください。